

第4章 政策分野ごとの現状・課題と主な取り組み



安心して生み育てることができる環境づくり

施策

①母子保健

元気発進！子どもプランの実績・成果

母子健康診査のうち妊婦健康診査については、引き続き14回の公費助成を行うとともに、母子感染予防のための検査を拡充しました。新生児に対しては、障害などの予防につながる疾患を早期に発見するため、新たな検査を導入しました。加えて、胎児の発達や母体の健康状態を把握する母子健康診査の重要性を伝え、受診を勧める啓発に取り組みました。

平成25年度から「ハローベビーサポート北九州（妊娠期からの養育支援事業）」を開始し、医療機関と区の保健師が連携しながら妊娠期から子育てを応援する体制を構築しました。

また、子育ての孤立化を防ぐため、保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「のびのび赤ちゃん訪問事業」を、主任児童委員と協働して実施しました。訪問時には、悩みや不安を尋ねるだけでなく、産後うつを支援するため親子の状況把握や必要な助言を行い、その中でも気になる親子は、保健師等による継続訪問につなぐなど細やかに対応しました。

このように、母子健康診査の充実や乳児家庭全戸訪問の実施、医療機関との連携体制の整備、経済的負担の軽減などに取り組み、母子の健康確保・増進に努めました。

現状と課題

（ア）妊娠・出産に対する健康管理

現状

妊婦健康診査の受診率は9割程度を維持しています。妊娠高血圧症候群に関する検査では、妊婦の5%前後に尿蛋白(+)以上が確認されています。また、両親の喫煙率は減少しているものの、父親の4割強が喫煙しており、30代、40代の女性の喫煙率は全国平均を上回っています。タバコの煙が胎児の発育や子どもの健康に悪影響を及ぼすことが懸念されています。さらに、平成24年における本市の出生数に占める低出生体重児の割合は10.6%であり、全国の9.6%を上回っています。

課題

- 母子に対する健康診査の確実な受診を勧奨するとともに、妊娠中の栄養や体重、血圧管理、禁煙の推進など母体の健康管理について、保健指導をする必要があります。また、妊婦や子どもへの受動喫煙を防止するために父親、母親、同居家族に対してあらゆる機会に禁煙外来等の情報提供を行うなど、受動喫煙の害について啓発する必要があります。

(イ) 子どもの健やかな発達 ～養育支援～

現 状

出産前後は精神的不調が生じやすい時期であり、産後うつなど心身に変調をきたす母親がいます。また親の約4割が子育てに不安や悩みを感じています。子どもの病気や発育・発達に関する不安を抱えている親も多く、低体重児、多胎児、障害児など養育支援が必要な気になる乳幼児の早期発見・早期対応が求められています。

課 題

- 妊産婦の不安や悩みに対応するためには、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援する体制が必要です。特に、特定妊婦*などに対しては、虐待予防の観点から医療機関と連携した支援が必要です。
- 子育ての孤立化を防ぐため、乳幼児のいる全ての家庭を把握し、早期に関わることが重要です。また、発達障害を早期に発見するための仕組みづくりや発達が気になる段階からの相談支援体制を整備する必要があります。

*「特定妊婦」とは、若年、経済的問題、妊娠葛藤、母子健康手帳未発行、妊娠後期の妊娠届け、妊婦健康診査未受診、多胎、心身の不調などの妊婦など

(ウ) 子どもの健やかな成長 ～基本的生活習慣～

現 状

乳幼児期は、親子が触れ合いながら愛着を形成するとともに、適度な運動やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的生活習慣を身に付ける大切な時期です。しかし、就学前児童の約2割が午後10時以降に就寝し、また児童の1割は1日に3時間以上テレビやビデオを視聴するなど、生活習慣の見直しが必要と思われる子どもがいます。子どもの食事や栄養についても、不安を持つ親が4割を超えています。

課 題

- 子どもが健やかに育つために、乳幼児期から正しい生活習慣の定着を図るとともに、食育を推進することが必要です。また、親が子どもと触れ合う時間を十分確保するため、メディアとの上手な付き合い方についても啓発する必要があります。

(エ) 歯と口の健康

現 状

本市の3歳児の歯科検診受診率は54.1%で、3歳児の母子健康診査の受診率91.8%と比較すると37.7ポイントも下回っています。また、むし歯のない3歳児の割合は増えていますが、他の政令指定都市と比べると少ない状況です。さらに、幼児・小学生は、歯ごたえのあるものをいつも食べている割合が低下しているなど、歯と口の健康管理の重要性が十分に理解されていないのではないかと考えられます。

課 題

- 子どものむし歯は、歯と口の健全な発育と味覚や噛むこと等、食べるための機能の発達に大きく影響することから、家族も含めて乳幼児期からむし歯予防や歯と口の健康管理について広く周知していく必要があります。

(オ) 思春期保健

現 状

思春期(10代)は大人への移行期であり、心身ともに成長する大切な時期です。また、思春期における妊娠・出産は、学業の中断につながり、結果として就労を困難にし、子育てに対応できない等、さまざまな問題が起こりやすいとの指摘もあります。このような中、本市では、10代の人工妊娠中絶率や出産率が全国平均に比べ高くなっています。

課 題

- 生命の尊さを学ぶとともに、自分の身体を守り、大切にすることへの理解を深めるため、思春期の健康教育を行う必要があります。
- 10代の妊娠・出産、育児に対しては、継続した養育支援が必要です。

施策の方向性・柱

『母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり』

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

母親学級や面接での母子健康手帳の交付による必要な知識の普及や相談体制の充実、情報提供などにより、母体の心身の変化が著しい妊娠・出産期における不安の軽減と、健康管理を推進します。父母が共に子育てを楽しめるよう、男性にも分かりやすい子育て情報の提供に努めます。

② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達の気になる子どもの早期発見および早期支援体制の強化を図ります。

③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

10代の妊婦や産後うつ、乳幼児健診未受診などで養育困難な状況にある家庭に対して、乳児家庭の全戸訪問や関係機関と連携した地域での見守り体制の強化などにより、継続した支援を行います。

④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進

育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、乳幼児の発達段階に応じた食育を推進します。

⑤ 適切な思春期保健の推進

保健、学校、医療等の関係機関が連携して、子どもが思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする思春期保健の推進を図ります。

成果の指標【目標】

- 1 妊娠11週までの妊娠届出者の割合

2 生後4か月までの乳児家庭訪問の割合

3 10代の人工妊娠中絶率
- 【25年度：93.4％▶増加】

【25年度：88.9％▶増加】

【23年：15.2％▶減少】

参考データ

● 妊婦健康診査受診率

平成23年度	平成24年度	平成25年度
98.5%	96.6%	95.5%

資料：北九州市妊婦健康診査受診結果

● 妊娠高血圧症候群に関する検査(尿蛋白(+)以上)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
5.1%	4.6%	4.6%

資料：北九州市妊婦健康診査受診結果

● 父親・母親の喫煙率

父 親	母 親
44.9%	5.9%

資料：北九州市4か月児健診アンケート調査(平成25年度)

● 女性の喫煙率

30 代	40 代
17.3%(14.2%)	18.7%(13.6%)

資料：平成23年度 北九州市健康づくり実態調査
注：()は、各世代における平成22年度の全国女性の喫煙率

● 出生数に対する低出生体重児(2,500g未満)の割合

平成22年	平成23年	平成24年
10.7%	9.5%	10.6%

資料：北九州市衛生統計年報

● 妊娠届出者のうち、妊娠11週までに届けをした者の割合

平成23年度	平成24年度	平成25年度
91.8%	92.0%	93.4%

資料：妊娠届出書集計

● 子育て支援サービスの認知度と利用度

区 分	認 知	利 用
母親学級や育児学級等	84.8%	52.5%
市民センターなどでの育児相談	86.8%	39.8%

資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

● 「産後うつ病質問票」の実施結果

実施件数	要支援者数(割合)
6,231件	883件(14.2%)

資料：北九州市「産後うつ病質問票」実施結果(平成25年度)

● 出生数に対する多胎児の割合および件数

平成22年	平成23年	平成24年
1.95%(162件)	1.70%(143件)	1.95%(160件)

資料：北九州市衛生統計年報

● 子どもの基本的生活習慣(平日)

区 分	割 合
起床時刻が午前9時以降の就学前児童	3.0%
就寝時刻が午後10時以降の就学前児童	25.3%

資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

● 子どもの健康や食事について悩みや不安を感じている人の割合(就学前児童の保護者)

悩みの内容	割 合
食事や栄養に関すること	40.4%
病気や発育・発達に関すること	33.5%
子どもの体力に関すること	8.0%

資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)
注：複数回答

● 10代の人工妊娠中絶数および割合(平成23年)

北九州市	全 国	福岡県
336件(15.2%)	20,903件(7.1%)	1,346件(10.9%)

資料：北九州市衛生統計年報、福岡県「人口移動調査」、厚生労働省「衛生行政報告例」、総務省「国勢調査」
注1：福岡県および全国の割合%は、15～19歳の女性人口千対
注2：北九州市の割合%は、15～19歳の日本人女性人口千対

● 10代の出産件数および割合(平成23年)

北九州市	全 国
167人(7.5%)	13,318人(4.5%)

資料：北九州市衛生統計年報、厚生労働省「人口動態統計」
注：割合%は、15～19歳の日本人女性人口千対

● 3歳児歯科健康診査受診率

平成23年度	平成24年度	平成25年度
57.0%	54.9%	54.1%

資料：3歳児歯科健康診査受診結果

■ 具体的な取り組み

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

No.	事業名 [担当課]	事業概要
1	母親学級等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子の健康に関する知識を普及するため、妊娠中の健康管理、育児等に関する講義や、妊婦体操などの実習を取り入れた母親学級を開催します。 また、夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催します。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行います。 【母親学級開催回数】 25年度：88回▶現状維持
2	母子健康手帳の交付 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスクについて保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図ります。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進します。 【母子健康手帳の交付率】 25年度：99.9%▶31年度：100%
再掲 86 新規	父親になる人への情報発信 [子ども家庭局・子育て支援課]	子育ては、一人一人の子どもの成長に寄り添うまたとない機会です。 男性に育児をより楽しんでもらうため、妊娠、出産、そして子育てに関する情報を父親の目線で発信します。

No.	事業名 [担当課]	事業概要
3	母子健康診査 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援します。 【妊婦健康診査受診率】 25年度：95.5%▶31年度：100% 【3歳児健康診査受診率】 25年度：91.8%▶31年度：100%
4	妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行います。 【開催か所数】 25年度：135か所▶全小学校区
5 新規	(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み（思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等）について相談できる専門窓口を設置します。 また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。
6	日本語と子育て教室 [総務企画局・国際政策課]	外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減等を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、あわせて子育て相談を行います。 【教室参加者数】 25年度：900人▶現状維持

No.	事業名 [担当課]	事業概要
7	国民健康保険出産育児一時金の給付 [保健福祉局・保険年金課]	出産育児に係る経済的な負担を軽減するため、他の健康保険で実施されている制度と同様、出産時に世帯主に対して、出産育児一時金を支給します。また、被保険者への負担軽減をより一層進めるため、国民健康保険から医療機関等に出産に係る費用を直接支払う制度（直接支払制度）を実施します。
8	健康相談 [保健福祉局・健康推進課]	市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や、区役所における随時の電話や面接相談、また各種集団健康教室への来所者に対する個別相談など、対象者の心身の健康に関する総合的な助言・指導を行います。
9	健康診査(若者・基本健診) [保健福祉局・健康推進課]	職場等で受診する機会のない者（18歳～39歳）や生活保護世帯の者に対し、糖尿病等の生活習慣病予防のための若者（基本）健診を実施します。また、出産後の母親についても健康を維持していくため、若者健診の受診促進や、健診をより受けやすい体制づくりを検討します。

② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
10	わいわい子育て支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援します。 【相談実施回数】 25年度：104回▶31年度：108回

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 166 拡充	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。 【実利用組数】 25年度：37組▶31年度：50組

③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
11	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 【乳児家庭全戸訪問の訪問率】 25年度：88.9%▶31年度：100%
12	産後うつ対策 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、生後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応します。

No.	事業名 [担当課]	事業概要
13	育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。 【家庭訪問件数】 25年度：2,424件▶31年度：2,856件
再掲 4	妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行います。 【開催か所数】 25年度：135か所▶全小学校区
14 拡充	乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。 さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。 【フォローアップ率】 25年度：100%▶現状維持
15	地域でつくる子育て応援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援します。 【子育て支援のための活動回数】 25年度：130回▶現状維持

No.	事業名 [担当課]	事業概要
16	保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業 [保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課] [子ども家庭局・子育て支援課]	子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、協働して会議や広報、啓発活動等を行い、区レベルで支援の必要な人を地域で支える地域福祉ネットワークの充実を図ります。 具体的には、子育て支援に関する会議の開催や、育児に関する情報提供などを行います。
17 拡充	妊娠期からの養育支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。

④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
18	育児教室等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児の食事・睡眠等の基本的生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催します。また、土・日曜日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。 【育児教室開催回数】 25年度：605回▶現状維持

No.	事業名 [担当課]	事業概要
19	食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催および相談を行います。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行います。 【教室開催回数】 25年度：15回▶31年度：18回
20	親子ですすめる食育教室 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。 【教室参加人数】 25年度：1,658人▶31年度：1,800人
21	「食育推進ネットワーク」の構築 [保健福祉局・健康推進課] [子ども家庭局・保育課] [産業経済局・農林課] [教育委員会・企画課]	「第二次北九州市食育推進計画」に基づき、食育を推進するため、食育に関する講演会や普及啓発を行います。また、食育関係者のネットワークを構築し、情報交換会の開催や情報発信を行うとともに、相互の連携・協力による食育を推進します。 【食育に関心がある人の割合（20歳以上）】 24年度：75.3%▶30年度：90%以上
再掲 168	保育所等入所児童への食育推進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	保育所等の入所児童を対象に野菜の栽培や調理などの体験活動を行います。また、給食を生きた教材として活用した、食育の推進を図ります。
再掲 169	保育所等を通じた家庭・地域への食育推進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	保育所等において、入所児童の保護者や地域の子育て家庭を対象に、献立表や給食だよりの配布、給食試食会を行います。また、食に関する相談や講演会等を充実していきます。

No.	事業名 [担当課]	事業概要
22	乳幼児歯科健康診査 [保健福祉局・健康推進課]	乳幼児の歯科疾患の早期発見・早期対応を図り、健全な発育・発達、健康の保持増進を図るため、母子保健法第12条に定められた1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査を実施します。 【3歳児歯科健康診査を受診した人の割合】 25年度:54.1%▶29年度:70%
23	親子歯科保健事業 [保健福祉局・健康推進課]	妊産婦、乳幼児やその養育者を対象としたさまざまな歯科保健事業(歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布等)を実施し、むし歯等の歯科疾患の予防や適切な生活習慣の確立への支援を行い、健全な歯・口腔の育成と口腔機能の獲得を目指します。
24 新規	口腔保健支援センター [保健福祉局・健康推進課]	市民の歯科疾患の予防等による口腔保健の保持増進を目的とし各ライフステージにおいて歯科健(検)診を実施し、歯や口の異常や歯科疾患の早期発見・早期対応を行い、重症化の予防を図るとともに歯と口の健康づくりに対する意識を向上させます。
25 拡充	市民センターを拠点とした健康づくり事業 [保健福祉局・健康推進課]	市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により行います。 【事業実施まちづくり協議会数】 25年度:111団体(81.6%)▶29年度:136団体(100%)

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 171 拡充	小児肥満対策事業 [子ども家庭局・保育課]	幼稚園、保育所等を対象に身長体重バランス値調査の実施や、職員に対しての講習会を開催します。また保護者に対して講話や相談会、リーフレットの配布などを行い、小児肥満に関する知識の普及、予防の啓発を行います。 【予防教室および相談会の実施回数】 25年度:0回▶31年度:20回

⑤ 適切な思春期保健の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
26	思春期保健連絡会 [子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課] [保健福祉局・保健医療課]	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。 また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。 【教室実施回数】 25年度:77回▶31年度:100回
再掲 5 新規	(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み(思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等)について相談できる専門窓口を設置します。 また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。